

議案第 1 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

令和 4 年 4 月 28 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等から、組織改編等に伴い内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等として定める等所要の改正をしようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要がある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加える等所要の改正をすること。(別表第 1 関係、別表第 2 関係)
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職 (別表第 1 関係)
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限からみて指定しておくことが適当でない職 (別表第 1 関係)

第 3 施行期日 (附則関係)

公布の日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の	[略]	市長の	[略]
事務部	診療所 所長 <u>統括事務長</u> 事務長	事務部	診療所 所長 事務長
局	[略]	局	[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長	市長の	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長
事務部	次長 <u>技監</u> 秘書広報課の課長補佐	事務部	次長 秘書広報課の課長補佐及び秘
局	及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長	局	書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
[略]		[略]	
教育委	[略]	教育委	[略]
員会の	<u>博物館</u> <u>館長</u>	員会の	<u>学校給</u> <u>所長</u>
事務局		事務局	<u>食セン</u>
等		等	<u>ター</u>
[略]		[略]	
3 花巻市		3 花巻市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課	市長の	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課
事務部	長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課	事務部	長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課
局	長補佐及び法規文書係長 人事課の課	局	長補佐及び法規文書係長 人事課の課

	長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長 法務専門監 財務専門監 <u>ICT専門監</u>
	[略]
[略]	

4 北上市

組 織	職 員
[略]	
市長の事務部局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 参事 課長 所長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室情報政策係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
	[略]
教育委員会等の事務局	事務局 教育部長 課長 総務課の課長補佐
	[略]
[略]	

5 [略]

6 遠野市

組 織	職 員
[略]	
市長の事務部局	本庁 部長 担当部長 <u>特命部長</u> 会計管理者 <u>次長</u> 課長 <u>担当課長</u> 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） <u>総務企画部の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。）及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）</u> 総務課の課長補佐、副主幹、行政文書係長及び職員係長

	長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長 法務専門監 財務専門監 <u>ICT政策推進監</u>
	[略]
[略]	

4 北上市

組 織	職 員
[略]	
市長の事務部局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 参事 課長 所長 政策企画課の課長補佐、 <u>秘書係長及び行政経営係長</u> 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び <u>情報政策推進室情報管理係長</u> 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
	[略]
教育委員会等の事務局	事務局 教育部長 課長 総務課の課長補佐 <u>及び総務係長</u>
	[略]
[略]	

5 [略]

6 遠野市

組 織	職 員
[略]	
市長の事務部局	本庁 部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 <u>経営企画課の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。）</u> 財政課の課長補佐及び <u>主査 管財課の課長補佐</u>

	市民センター	所長 担当部長 <u>特命部長</u> 課長 室長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長 担当課長 <u>学校教育課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）</u>
		[略]
		[略]

7～11 [略]

12 奥州市

組織	職員
	[略]
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 主幹（行政経営室の主幹に限る。） 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	[略]
	[略]

13～16 [略]

17 紫波町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に限る。） 総務課の職員係長
	[略]
	[略]

18 矢巾町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長

	市民センター	所長 担当部長 課長 室長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長 担当課長 <u>学校総務課の課長補佐</u>
		[略]
		[略]

7～11 [略]

12 奥州市

組織	職員
	[略]
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 <u>参事</u> 所長（ <u>地域包括支援センターの所長に限る。</u> ） 課長 主幹（行政経営室の主幹に限る。） 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	[略]
	[略]

13～16 [略]

17 紫波町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に限る。） 総務課の職員係長 <u>財政課の財政調整係長</u>
	[略]
	[略]

18 矢巾町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 <u>政策推進監</u> 会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長

局		
[略]		

19～22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

24 [略]

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	危機管理監 会計管理者 課長 参事 総務課の総括室長
局	子ども 園	園長（いわいずみ子ども園及びおもと 子ども園に限る。）
	[略]	
[略]		

26～31 [略]

32 一戸町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 総務 課の課長補佐
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長 室長
	[略]	
[略]		

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～5 [略]

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員	
管理者の事務 部局	事務局長	事務局次長 所長

7～17 [略]

局		
[略]		

19～22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長
	[略]	
[略]		

24 [略]

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
局	子ども 園	園長（いわいずみ子ども園に限る。）
	[略]	
[略]		

26～31 [略]

32 一戸町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 室長
	[略]	
[略]		

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～5 [略]

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員	
管理者の事務 部局	事務局長	技監 事務局次長 所長

7～17 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

R4管理職員検討表

No.	規則 順	市町村等名	組	織	検討対象の職		管理職員等指定基準			備 考		
					所 属 名	職 名	内 容 規 程	格 付	部下 数		該当 基準	指 定 要 否
1	1-1	宮古市	市長の事務 部局	診療所		総括事務長	削除				削除	職の廃止によるもの。
2	1-2	大船渡市	市長の事務 部局 教育委員会の 事務局等	本庁 博物館		技監 館長	削除 削除				削除 削除	職の廃止によるもの。 管理的地位にはないことから、指 定不要の職と整理されたことによ るもの。
3	1-3	花巻市	教育委員会の 事務局等	学校給食セ ンター		所長	新規	5	第2-1	要	要	比較的規模の大きい公の施設等の長の職 で、職務上の権限を有する者（部下職員5 名以上）に該当
4	1-4	北上市	市長の事務 部局	本庁	総務課	ICT専門監 →ICT政策推進監	変更	4	第1-6	要	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長 と同等の格付けにあり、行政改革等の組織 の改革において重要な行政上の決定を担当 する職
5	1-5	久慈市	市長の事務 部局	本庁	政策企画課	秘書係長	新規	2	第1-8	要	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予 算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事 務を分掌する室若しくは課又はこれに相当 する組織で、当該事務を担当する係長又は これに相当する職
6	1-6	遠野市	市長の事務 部局 市長の事務 部局 市長の事務 部局 市長の事務 部局 市長の事務 部局	本庁 本庁 本庁 本庁 本庁	都市プロモー ション課 教育部総務課	情報政策推進室情報 管理係長 総務係長	新規 新規 新規 新規	2 1	第1-8 第1-11	要 要	要	職を新設し、情報政策係長から事 務が移管されたもの。 職を新設し、情報政策係長から事 務が移管されたもの。 実質的に課長補佐と同じ事務を担 当しているもの。
					改正なし							
			市長の事務 部局	本庁		特命部長	削除				削除	職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁		次長	削除				削除	職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁		担当課長	削除				削除	職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁	総務企画部	副主幹及び主査	削除				削除	部内に課が新設されることによ り、秘書、予算、庁舎管理に関す る担当が変わるため。
			市長の事務 部局	本庁	経営企画課	副主幹	新規	1	第1-7	要	要	課の新設により、新たに秘書事務 を担当するもの。

No.	規則 順	市町村等名	組	織	検討対象の職		管理職員等指定基準				備考		
					所 属 名	職 名	内 申 送 規	格 付	部 下 数	該 当 基 準		指 定 要 否	理 由
			市長の事務 部局	本庁	財政課	課長補佐	新規	行5	2	第1-7	要	秘書、人事、給与、給与、服務、職員団体、予 算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事 務を分掌する室若しくは課又はこれに相当 する組織の長を直接補佐する職にあり、か つ、当該事務を担当する職	課の新設により、新たに予算事務 を担当するもの。
			市長の事務 部局	本庁	財政課	主査	新規	行4	1	第1-8	要	秘書、人事、給与、給与、服務、職員団体、予 算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事 務を分掌する室若しくは課又はこれに相当 する組織で、当該事務を担当する係長又は これに相当する職	課の新設により、新たに予算事務 を担当するもの。
			市長の事務 部局	本庁	管財課	課長補佐	新規	行5	4	第1-7	要	秘書、人事、給与、給与、服務、職員団体、予 算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事 務を分掌する室若しくは課又はこれに相当 する組織の長を直接補佐する職にあり、か つ、当該事務を担当する職	課の新設により、新たに庁舎管理 事務を担当するもの。
			市長の事務 部局	本庁	総務課	副主幹	削除				削除		職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	市民セン ター		特命部長	削除				削除		職の廃止によるもの。
			教育委員会 の事務局等	本庁	学校教育課	副主幹	削除				削除		職の廃止によるもの。
			教育委員会 の事務局等	本庁	学校総務課	課長補佐	新規	行5	2	第1-11	要	人事、給与、服務若しくは職員団体に関す る事務を分掌する室若しくは課又はこれに 相当する組織の長を直接補佐する職にあ り、かつ、当該事務を担当する者	課の新設により、新たに人事、給 与及び服務に関する事務を担当す るもの。
7	1-7	一関市											
8	1-8	陸前高田市											
9	1-9	釜石市											
10	1-10	二戸市											
11	1-11	八幡平市											
12	1-12	奥州市	市長の事務 部局	地域包括支 援センター		所長	新規	行6	9	第1-5	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長 の職	新たに行政上の決定に参画する管 理的役割を担う職としたもの。
			市長の事務 部局	本庁	健康子ども部	参事	新規	行7	-	第1-4	要	部長及び部長を直接補佐する職又はこれら と同等の格付の職で、かつ、同等の権限を 有する職	部長と同等の格付として、同等の 権限を有する職を新設したもの。
13	1-13	滝沢市											
14	1-14	雫石町											

No.	規則 順	市町村等名	組		織		検 討 対 象 の 職			管理職員等指定基準			備 考	
			所 属 名	職 名	職 名	格 付	内 申 状 況	部 下 数	該 当 基 準	指 定 要 否	理 由			
15	1-15	葛巻町												
16	1-16	岩手町												
17	1-17	紫波町		町長の事務 部局	本庁	財政課	財政調整係長	新規	行4	-	第3-5	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	課長を補佐する役割を担っていた副課長が不在となり、係長が当該事務を担当することとなったものの。
18	1-18	矢巾町		町長の事務 部局	本庁		政策推進監	新規	行6	1	第3-4	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	職を新設したことによるもの。
19	1-19	西和賀町												
20	1-20	金ヶ崎町												
21	1-21	平泉町												
22	1-22	住田町												
23	1-23	大槌町		教育委員会の事務局等	本庁		教育次長	新規	行6	-	第3-6	要	教育次長又は教育次長に相当する職	これまで空席だったが、新たに職員が配置されたもの。
24	1-24	山田町												
25	1-25	岩泉町		町長の事務 部局	本庁		危機管理監	削除				削除		職の廃止によるもの。
				町長の事務 部局	本庁	政策推進課	参事	削除				削除		職の廃止によるもの。
				町長の事務 部局	おもとこども園		園長	削除				削除		部下職員の減少によるもの。
26	1-26	田野畑村												
27	1-27	普代村												
28	1-28	軽米町												
29	1-29	野田村												
30	1-30	九戸村												

No.	規則 順	市町村等名	組		職	検 討 対 象 の 職			管理職員等指定基準			備	考	
			所 属 名	職 名		職 名	内 申 状 況	格 付	部 下 数	該 当 基 準	指 定 要 否			理 由
31	1-31	洋野町												
32	1-32	一戸町	町長の事務 部局	本庁	主幹	新規	行5	-	第3-5	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	兼務ではなく単体としての配置が初めてなされるもの。		
33	2-1	岩手県市町村総合 事務組合	教育委員会の 事務局等	本庁	教育部長	変更	行6	-	第3-6	要	教育次長又は教育次長に相当する職	職名の変更によるもの。		
34	2-2	北上地区広域行政 組合												
35	2-3	二戸地区広域行政 事務組合												
36	2-4	盛岡北部行政事務 組合												
37	2-5	岩手・玉山環境組 合												
38	2-6	盛岡・紫波地区環 境施設組合	管理者の事 務部局		技監	新規	行6	-	第5-6	要	事務局長の職を直接補佐する職（事務局の長が専任の職ではない場合に限る）	組織機構改革に伴い、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する職としておくもの。		
39	2-7	岩手県競馬組合												
40	2-8	岩手県沿岸知的障 害施設組合												
41	2-9	大船渡地区環境衛 生組合												
42	2-10	釜石大槌地区行政 事務組合												
43	2-11	宮古地区広域行政 組合												
44	2-12	岩手県自治会館管 理組合												
45	2-13	岩手中部広域行政 組合												
46	2-14	一関地区広域行政 組合												
47	2-15	岩手沿岸南部広域 環境組合												

No.	規則 順	市町村等名	組	織	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考	
					所属名	職名	職内	格付	部下数	該当基準		指定要否
48	2-16	奥州金ヶ崎行政政事務組合			改正なし							
49	2-17	滝沢・雫石環境組合			改正なし							
50	3-1	気仙広域連合			改正なし							
51	3-2	久慈広域連合			改正なし							
52	3-3	岩手県後期高齢者医療広域連合			改正なし							